

令和6年度 耐震診断費補助事業のご案内 【分譲マンション】

千葉市では、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により

設計・建設された

分譲マンションの管理組合を対象に、

耐震診断費用の一部を補助します。

※申請前に着手した場合は、補助対象になりません。



お問い合わせ先・申請先

千葉市建築指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所新庁舎低層棟4階

TEL: 043-245-5836 FAX: 043-245-5887

Eメールアドレス shido.URC@city.chiba.lg.jp

千葉市 耐震診断

1 補助対象

市内にある分譲マンションで、次のすべてに該当するもの

- (1) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって設計・建設されたもの
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1,000㎡以上、地上階数が3以上
- (3) 区分所有者が現に居住する住宅の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるもの
- (4) 管理組合の総会において、耐震診断の実施に係る決議がなされていること
(ただし、予備診断の場合は、理事会での議決でも可)
- (5) 耐震診断に必要な構造設計図書(構造に係る設計図又は竣工図等)があること

※ 補助金の交付は、**1管理組合1回限り**です。

2 耐震診断を行う者

耐震診断を行う者は、千葉市に登録している「**マンション耐震診断士**」の中から管理組合が選定し、依頼してください。(マンション耐震診断士の名簿は建築指導課の窓口の他、ホームページからもご覧いただけます。)

※ 補助対象マンションの当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士で、耐震診断講習会を受講した建築士も、耐震診断を行うことができます。

3 耐震診断の内容

耐震診断は「予備診断」と「本診断」の2段階で行われます。

(1) 予備診断

構造設計図書等の内容を確認し、本診断の必要性の有無・診断方法を定め、その費用を算定します。

(2) 本診断

建物の劣化状況等を調査したうえで、国の規定に基づき、耐震性能を明らかにします。国の規定とは、国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月策定)」です。

4 補助額

耐震診断に要した費用の**3分の2**。ただし、次の額を上限とします。

(1) 予備診断

1棟あたり**3万4千円**、又は1管理組合あたり**17万円**のいずれか低額

(2) 本診断

1管理組合あたり**400万円**、又は次の**ア、イ、ウの合計の3分の2**のいずれか低額

ア 補助対象床面積のうち、1,000㎡以内の部分の面積×3,670円/㎡

イ 補助対象床面積のうち、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分の面積×1,570円/㎡

ウ 補助対象床面積のうち、2,000㎡を超える部分の面積×1,050円/㎡

5 申請にあたっての留意事項

(1) **総会の議決** 申請時には、耐震診断を実施することについて、管理組合の総会において決議された旨を証明する決議書等を添付してください。

(2) **申請受付期間** **令和6年5月1日(水)～5月31日(金)**

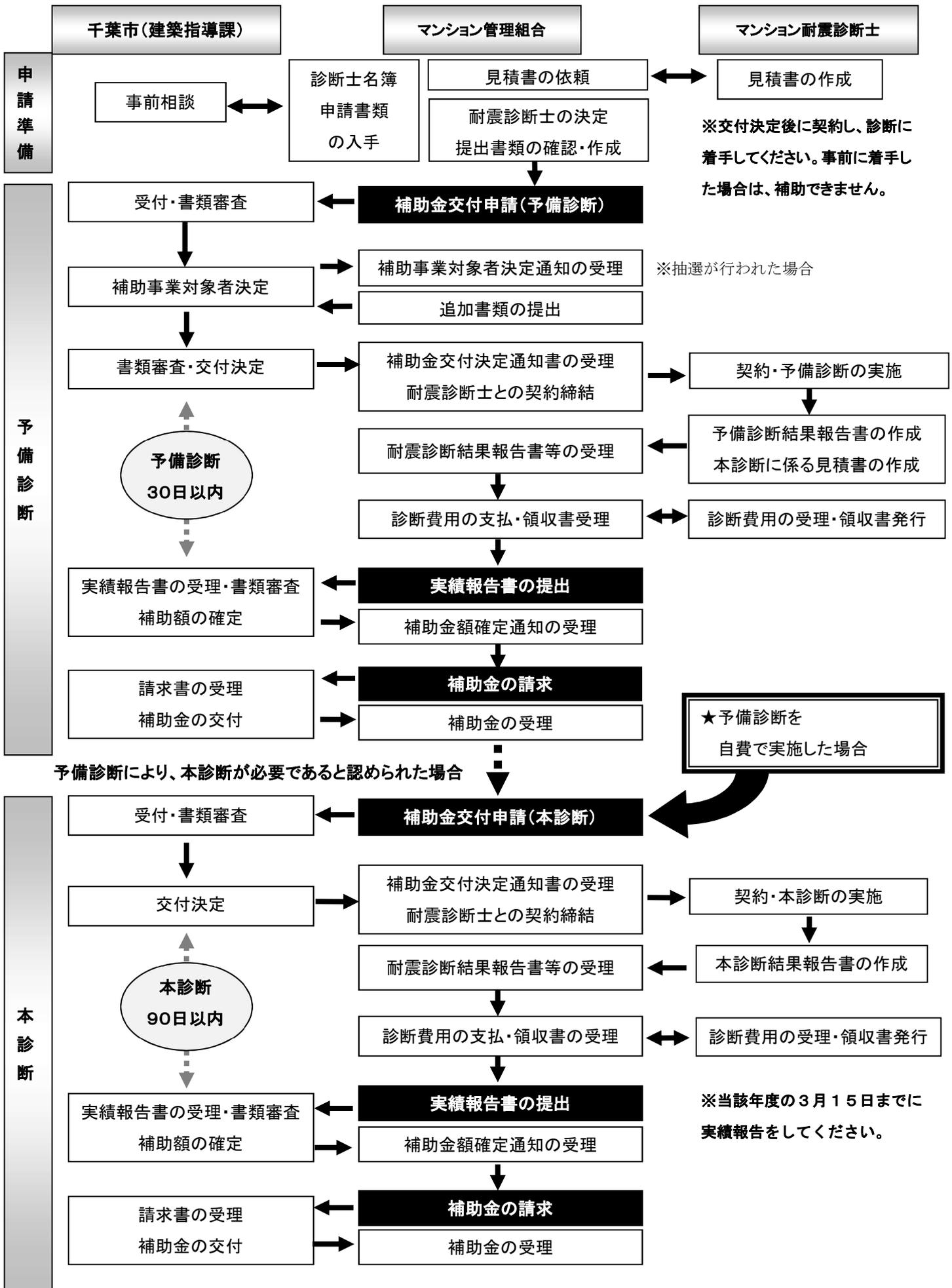
※ **注意** ただし、当該年度の3月15日までに実績報告書を提出できることが条件です。

(3) **補助件数** **予備診断：1棟 本診断：1管理組合** (多数の場合は抽選を行う場合があります)

(4) **申請方法** 予備診断を自費で実施し、本診断に係る補助のみを受けることも可能です。

【交付申請から補助金受取までの流れ】

診断



【提出書類】

■補助金の交付申請をする場合

診断

	書類名	予備診断	本診断	
			予備診断の補助 有	予備診断の補助 無
(1)	補助金交付申請書[予備診断] (様式第 13 号)	○		
(2)	補助金交付申請書[本診断] (様式第 25 号)		○	○
(3)	建築確認通知書 (写) 又は建築台帳記載事項証明書	○		○
(4)	予備診断実施に係る総会の決議書等又はこれに代わるもの ※理事会の議決でも可	○		
(5)	本診断実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの		○	○
(6)	管理組合の役員名簿など (申請者が管理組合の代表者であることが確認できる書類)	○		○
(7)	予備診断費の見積書 (写)	○		
(8)	本診断費の見積書 (写)		○	○
(9)	構造設計図書の目次 (写)	○		○
(10)	予備診断結果報告書			○
(11)	★住宅以外の用途がある複合マンションの場合 ・住宅以外の部分の床面積の計算書	○		○
(12)	★診断を行う者が当初設計者などの場合 ・当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類 ・耐震診断講習会の受講修了証 (写)	○		○

■抽選後、補助事業対象者として決定したとき (抽選を行わなかった場合は、募集期間終了後)

	書類名	予備診断	本診断	
			予備診断の補助 有	予備診断の補助 無
(1)	配置図、平面図、立面図等建物の概要がわかる図面	○		○
(2)	面積表等、用途別・階別の面積が確認できるもの	○		○
(3)	管理規約の写し	○		○
(4)	区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の 一覧表	○		○

■実績報告をするとき

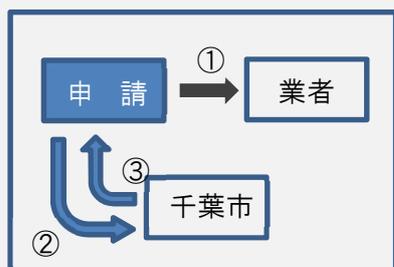
	予備診断の場合	本診断の場合
(1)	実績報告書[予備診断] (様式第 22 号)	実績報告書[本診断] (様式第 28 号)
(2)	補助金交付請求書[予備診断] (様式第 24 号)	補助金交付請求書[本診断] (様式第 24 号の 2)
	★代理受領の場合 補助金交付請求書[予備診断] (様式第 24 号の 3) 代理請求及び代理受領委任状 (別記様式第 13 号)	★代理受領の場合 補助金交付請求書[本診断] (様式第 24 号の 4) 代理請求及び代理受領委任状 (別記様式第 13 号)
(3)	予備診断結果報告書	本診断結果報告書
(4)	本診断費の見積書 (写)	本診断結果報告書の内容を要約した概要版
(5)	契約書・領収書 (写)・振込依頼書	契約書・領収書 (写)・振込依頼書

*代理受領について

申請者が業者に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。通常、申請者へお支払する補助金を直接千葉市から業者へお支払することで、申請者は費用から補助金を差し引いた額を用意すればよくなり、初期費用の負担を軽減することができます。

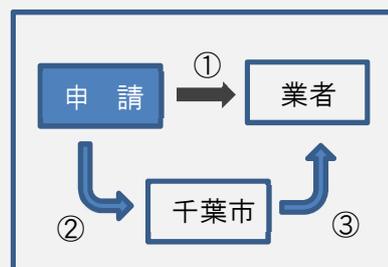
代理受領のフロー図（本診断費用300万円、補助金200万円の場合）

【通常の流れ】



- ①申請者から業者へ300万円支払い
- ②300万円の領収書の写しを千葉市へ提出
- ③千葉市から申請者へ200万円支払い

【代理受領の流れ】



- ①申請者から業者へ100万円支払い
- ②100万円の領収書の写しを千葉市へ提出
- ③千葉市から業者へ200万円支払い